

## 大郷町職員の給与等の状況について

大郷町職員の給与・定員管理の状況をみなさんに知っていただくために、概要を公表します。

これは、町職員の給与がみなさんの税金の一部によって賄われていることから、その実態を公表し、町政に対するより一層の、ご理解とご協力をいただくために実施するものです。

なお、町職員の給与は、民間給与の調査に基づく県人事委員会の勧告および国や他の地方公共団体などとの均衡を考慮しつつ、町議会の議決を経て、条例で定めています。

### (1) 人件費の状況(平成11年度普通会計決算)

(単位：千円)

11年度末人口(人)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
10,000人	4,646,889	1,158,516	24.93%

人件費には、特別職に支給される給料、報酬や議員報酬・手当、共済組合・退職手当組合負担金、各種委員会委員等報酬などを含んでいます。

### (2) 給与費の状況(平成12年度普通会計当初予算)

(単位：千円)

職員数(人) (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	諸手当	期末・勤勉手当	計(B)	
135	514,880	55,744	234,878	805,502	5,967

### (3) 平均給料月額、平均年齢の状況(平成12年4月1日現在)

(単位：円)

一般行政職			労務職		
職員数(人)	平均給料月額	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額	平均年齢(歳)
86	324,200	41.01	19	259,000	46.08

### (4) 初任給の状況(平成12年4月1日現在)

(単位：円)

区分	大学卒	高校卒	中学卒
一般行政職	174,400	141,900	-
労務職	-	139,000	123,300

### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成12年4月1日現在)

(単位：円)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	243,200	310,800	377,600
	高校卒	206,000	286,300	305,100
労務職	大学卒	-	-	261,200
	高校卒	-	211,500	261,200

経験年数に該当者がいない場合には、前後2年以内の採用者の平均給料月額を記載しています。2年以内にも該当者がいない場合には、斜線で表示しています。

### (6) 昇給期間の短縮

区分		合計(人)	一般行政職(人)	労務職(人)
11年度	職員数(A)	142	87	20
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	18	8	3
	比率(B)/(A)	12.7%	9.2%	15.0%

### (7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成12年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事 技士	主事 技士	主事 技士	主査	主幹	副参事 課長補佐	課長	課長
職員数(人)	4	11	12	13	22	12	9	3
構成比	4.6%	12.8%	14.0%	15.1%	25.6%	14.0%	10.4%	3.5%

(8) 職員手当の状況

区分	大郷町			国の制度との異同
期末手当 勤勉手当 (11年度支給割合)	6月期	期末手当 1.60月分	勤勉手当 0.6月分	同じ
	12月期	1.65月分	0.6月分	
	3月期	0.50月分		
	計	3.75月分	1.20月分	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有				
退職手当 (支給率)	勤続20年	自己都合 21.000月分	勤奨・定年 28.875月分	同じ
	勤続25年	33.750月分	44.550月分	
	勤続30年	41.250月分	54.450月分	
	最高限度額	60.000月分	62.700月分	
	一人当たり平均支給額	15,492千円		
	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) ・退職時特別昇給(勤続20年以上で1号棒)			同じ

退職手当の一人当たりの支給額は、平成11年度に退職した職員に支給された平均額です。

調整手当 (12年4月1日現在)	支給対象地域	東京都千代田区	仙台市
	支給率	6%	3%
	支給対象職員数	-	2
	支給対象職員一人当たり平均支給年額(11年度決算)	-	0円

特殊勤務手当 (11年度)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	7.7%
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	66,500円 円
	手当の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染病防疫作業手当</li> <li>・税務手当</li> <li>・放浪犬猫事故死等の処理作業手当</li> <li>・開催執務手当</li> <li>・年未年始勤務手当</li> </ul>
	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当	開催執務手当 税務手当

特殊勤務手当でのうち、伝染病防疫作業手当・税務手当・放浪犬猫事故死等の処理作業手当では平成12年4月から廃止となっています。

時間外勤務手当	11年度	支給総額	17,147 千円
		職員一人あたり支給年額	121 千円
	10年度	支給総額	15,975 千円
		職員一人あたり支給年額	112 千円

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当	1. 配偶者 16,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 ア 2人まで、それぞれ 5,500円 (配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人につき11,000円) (扶養親族でない配偶者を有する場合の一人目の子等 6,500円) イ 3人目から一人につき 2,000円 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 一人につき 5,000円加算	同じ
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 手当 = 家賃 - 12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 手当 = 11,000円 + (家賃 - 23,000円) ÷ 2 (限度額27,000円) 2. 自宅に居住している職員 1,000円 (新築・購入した住居にあつては、新築・購入した日から起算して5年を経過するまでの間は 2,500円)	同じ
通勤手当	1. 交通機関の利用者 1ヵ月に要する運賃等の相当額。ただし、その額が45,000円を超えるときは、45,000円 + (45,000円を超える額 ÷ 2) で限度額は50,000円 2. 交通用具 (自動車等含む) の使用者 使用距離 (片道) により 2,000円 ~ から 20,900円 3. 交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額 + 交通用具の使用額 ただし、その額が45,000円を超えるときは、45,000円 + (45,000円を超える額 ÷ 2) で限度額は50,000円	同じ

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成11年度支給割合)

区分	給料・報酬月額等	期末手当
町長	821,000 円	6月期 2.20月分 12月期 2.25月分
助役	614,000 円	3月期 0.45月分 計 4.90月分
収入役	590,000 円	加算措置 有
議長	294,000 円	6月期 1.60月分 12月期 1.65月分
副議長	241,000 円	3月期 0.50月分 計 3.75月分
議員	226,000 円	加算措置 有

(10)部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		増減数	主な増減理由
		11年	12年		
一般行政部門	議会	3	3		
	総務企画	36	36		
	税務	9	9		
	民生	9	10	1	社会福祉事務における勤務改善
	衛生	7	7		
	農林水産	9	9		
	商工	6	5	1	全職員における減員に伴う減
	土木	5	5		
	小計	84	84		
特別行政部門	教育	47	45	2	社会体育系の国体系への配置換え等
	小計	47	45	2	
公営企業等会計部門	水道	5	4	1	職員派遣に伴う減に対しての不補充
	下水道	4	4		
	その他	4	4		
	小計	13	12	1	
	合計	144	141	3	

職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(11) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

定員適正化目標（数・率）

住民の行政需要に対応した事業展開（集落排水事業等）、委譲事務の増大等、平成13年開催の国体準備、あるいは下水道事業供用開始区拡大等に伴う定員増が考えられるが、各種の適正化手法により定員増を極力抑制して、平成12年度を最終目標年度として、職員総数を143名程度とします。

定員適正化手法の概要

効率的な行財政運営を推進していくため、限られた人的・物的財源をより有効に活用し、地理的・社会的諸条件、住民の行政需要の実態などを把握しながら適切な定員管理を行うために、常に事務事業あるいは組織機構を見直し、O A化、民間委託、行政目的を達成した事業の廃止や縮小を行い、定員適正化を推進します。

定員適正化の年次進捗状況(実績)の概要

	区分	平成7年	8年	9年	10年	11年	12年	8年～	参考
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	12年計	(目標数値)
一般行政部門	増減数		1	1		5		5	
	職員数	79	80	79	79	84	84	84	80
特別行政部門	増減数		2	1	1	4	2	4	
	職員数	49	51	50	51	47	45	45	49
公営企業等会計部門	増減数		1	1	2		1	1	
	職員数	13	14	15	13	13	12	12	15
合計	増減数		4	1	1	1	3		
	職員数	141	145	144	143	144	141	141	144

計画期間は、8年～12年の5年間です。